

平成 19 年度の地域別最低賃金額改定の目安審議に際して留意すべき考え方

地域別最低賃金については、最低賃金法改正法案の考え方が尊重されるべきであるが、当面の平成 19 年度地域別最低賃金額改定の目安の調査審議に際しては、現下の最低賃金を取り巻く状況も踏まえ、以下のような考え方についても留意してはどうか。

- 1 一般労働者の所定内給与に対する比率（平成 18 年度は 37. 2%）の過去の最高値（昭和 54 年、37. 7%）まで（又は 1 ポイント）の引上げ
- 2 地域別最低賃金の水準と高卒初任給（平均の 80% 又は小規模企業・女子の高卒初任給の第 1 ・十分位数）の水準との格差縮小を図る引上げ
- 3 小規模企業の一般労働者の賃金の中位数の 50% の水準までの引上げ
- 4 「成長力加速プログラム」の推進による労働生産性上昇（5 年間で 1 人当たり時間当たり成長力を 5 割増）等を見込んだ引上げ